

令和8年第2回（5月）佐々町議会臨時会 会議録

1. 招集年月日 令和8年5月21日（木曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和8年5月21日（木曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永田勝美君	2	棚橋優汰君	3	黒田龍之介君
4	井上智恵美君	5	中川由美恵君	6	山之内英樹君
7	横田博茂君	8	長谷川忠君	9	須藤敏規君
10	川副剛君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	濱野 互君	副 町 長	濱田能久君	教 育 長	富野 毅君
総 務 課 長	松本典子君	税 財 政 課 長	井手守道君	住民福祉課長	落合健治君
保険環境課長	作永善則君	多世代包括支援 センター長	松尾直美君	企画商工課長	藤永大治君
庁舎建設室長	山村輝明君	建 設 課 長	上野靖一郎君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	藤永尊生君
水 道 課 長	中道隆介君	会 計 管 理 者	安達伸男君	教 育 次 長	宮原良之君

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒木洋介君	議 会 事 務 局 書 記	山下 愛 君
議 会 事 務 局 書 記	林 翔子 君		

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 諸般の報告

日程第2 委員会報告

1 議会運営委員会

(1) 所管事務調査

① 議長の諮問に関する事項について

- 日程第3 副議長の選挙
日程第4 議席の変更
追加日程第1 委員会の委員長及び副委員長の決定
日程第5 会議録署名議員の指名
日程第6 会期の決定
日程第7 委員会報告
1 総務厚生委員会
(1) 所管事務調査
① 条例等について
2 産業建設文教委員会
(1) 所管事務調査
① 庁舎建設事業について
日程第8 行政報告
(1) 報告第1号 専決処分した事件（工事請負変更契約締結の件）
(2) 報告第2号 専決処分した事件（和解及び損害賠償の額を定める件）
(3) 報告第3号 専決処分した事件（令和8年度 佐々町一般会計補正予算（第1号））
日程第9 議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例等の一部を改正する条例）
日程第10 議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

閉会

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議 長（川副 剛 君）

皆さん、おはようございます。

ただ今から、令和8年5月第2回佐々町議会臨時会を開会いたします。

開会にあたり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和8年第2回佐々町議会臨時会の招集をお願いしましたところ、議員の皆様におかれましては、お忙しい中、全員御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

聴衆の皆様にお知らせしますが、5月からノーネクタイ、クールビズでノーネクタイということで、執行のほうも議員さんのほうも、ノーネクタイで出席をさせていただいております。御理解をお願いいたします。

5月というのに毎日暑い日が続いており、気温30度を超えた日が何度もございます。本日は雨になり気温は下がったものの、蒸し暑く感じております。議員の皆様におかれましては、田植えの準備、町内会の行事や各種団体の総会等が開催され、大変お忙しいことと思っております。

さて、物価高対応の生活応援商品券事業につきましては、発送前には「いつ届くのですか。」の御意見をいただき、お手元に届いてからはお礼の言葉を頂戴いたしております。まだ受け取っておられない方は、企画商工課で手続の上、早めにお受け取りください。なお、商品券の御利用は9月末日までとなっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日は、年度末の3月31日に地方税法等の改正が行われまして、佐々町税条例の改正並びに国民健康保険税条例の改正を、同日、専決処分を行いました。つきましては、専決処分しました2議案の審議及び行政報告3件について御報告をさせていただきます。それぞれ承認していただきますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

議 長（川副 剛 君）

本日の出席議員は全員出席です。
これより本日の会議を開きます。

— 日程第1 諸般の報告 —

議 長（川副 剛 君）

日程第1、諸般の報告に入ります。

資料はありませんので、口頭にて報告いたします。

令和8年4月6日付けで、須藤議員から「一身上の都合により副議長を辞職したい」旨の願ひが提出されております。

議会の閉会中でしたので、地方自治法第108条により、私が許可をしております。

なお、佐々町議会会議規則第98条第3項の規定により、閉会中に副議長の辞職を許可いたしましたので、今回の臨時会において御報告させていただきます。

また、同日に、須藤委員から議会運営委員長長の辞職願を議会運営副委員長長のほうに提出されております。

こちらは、佐々町議会委員会条例第12条の規定により、委員会の許可を得る必要がありましたので、4月9日に議会運営委員会が開催されております。この中で、委員長長の辞職が許可されております。次に、永田委員から議会運営副委員長長の辞職願が提出され、こちらでも許可されております。

後任の委員長に永田委員長、副委員長に中川副委員長が就任されたので報告いたします。

以上で、日程第1、諸般の報告を終わります。

1 番。

1 番（須藤 敏規 君）

人事案件に関係するから、執行は退席してもらってよくないか。人事案件関係だから。

議 長（川副 剛 君）

しばらく休憩します。

（10時04分 休憩）

（10時04分 再開）

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議員にお諮りいたします。

三役は退席されてよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。
しばらく休憩します。

（10時04分 休憩）

（10時05分 再開）

— 日程第2 委員会報告 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第2、委員会報告に入ります。
議会運営委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。
8番。

（議会運営委員長 永田 勝美 君 登壇）

議会運営委員長（永田 勝美 君）

議会運営委員長に選任されまして、任務を務めております永田でございます。
令和8年4月22日に開催しました議会運営委員会について報告をいたします。
出席委員は全員で、議長から当委員会に諮問がありましたので、開催をいたしました。
内容は、副議長の辞任に伴い、新たに副議長を選ぶための臨時会の招集請求を審議してほしいということでした。議長が臨時会を招集する際には、議長が臨時会の招集を町長に請求する際に、地方自治法により、議会運営委員会の決定を必要とされていることから、この件について審議を行いまして、委員会としては請求内容を確認し、臨時会を招集すべきであるという答申を議長に行ったところでございます。
委員会の報告は以上です。

（議会運営委員長 永田 勝美 君 降壇）

議 長（川副 剛 君）

委員長からの報告が終わりました。
以上で、日程第2、委員会報告を終わります。

— 日程第3 副議長の選挙 —

議 長（川副 剛 君）

日程第3、選挙第1号 副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

ただ今の出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

佐々町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、棚橋優汰君と、3番、黒田龍之介君を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「はい。」の声あり。）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

議席番号及び氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

（1番議員から順次投票）

投票漏れはございませんか。

（「はい。」の声あり。）

投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

ただ今から開票を行います。

2番、棚橋優汰君と、3番、黒田龍之介君は、開票の立会をお願いいたします。

（開票）

投票の結果を報告します。

投票総数10票、うち有効投票10票。

有効投票10票のうち、永田勝美君7票、長谷川忠君3票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、永田勝美君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場閉鎖の解除）

ただ今、副議長に当選されました永田勝美君が議場におられます。
佐々町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。
壇上において挨拶をお願いいたします。

（副議長 登壇）

副議長（永田 勝美 君）

副議長に選任されました永田でございます。

私は凶らずも、今回の事態の中で、議会としての役割を真摯に果たしていくために円滑な運営と、そして民主公平な議会運営を図っていくことを目指して、議長を補佐し、皆さんと御一緒に議会運営を進めてまいりたいと思いますので、どうか御協力、御指導よろしくをお願いいたします。

（副議長 降壇）

議長（川副 剛 君）

しばらく休憩します。

（10時17分 休憩）

（11時15分 再開）

— 日程第4 議席の変更 —

議長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議席の変更を行います。

議席は会議規則第4条第3項の規定によって、お手元に配付しております議席表のとおり変更しております。

— 追加日程第1 委員会の委員長及び副委員長の決定 —

議長（川副 剛 君）

追加日程第1、委員会の委員長及び副委員長の決定について報告します。

お手元に配付しておりますように、各委員会の委員長及び副委員長が互選されて決定しておりますので、御報告いたします。

— 日程第5 会議録署名議員の指名 —

議長（川副 剛 君）

日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、1番、永田勝美君、2番、棚橋優汰君を指名します。

— 日程第6 会期の決定 —

議長（川副 剛 君）

日程第6、会期の決定を行います。

本臨時会の会期については、配付しております議事日程表のとおり、5月21日、本日1日間に行いたいと思います。

お諮りします。本臨時会の会期は5月21日、本日1日間に決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は5月21日、本日1日間に決定しました。

— 日程第7 委員会報告 —

議長（川副 剛 君）

日程第7、委員会報告に入ります。

先ほど、委員長の決定を報告させていただきましたが、総務厚生委員会を開催した時の委員長は永田委員長でしたので、総務厚生委員会の報告は永田議員からお願いしたいと思います。

1番。

（副議長 永田 勝美 君 登壇）

1 番（永田 勝美 君）

令和8年5月19日に開催された総務厚生委員会の所管事務調査について報告いたします。

そのうち、今回の臨時会に関係するもののみ報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

中身は、専決処分をした4件の事件の報告ということになります。

まず、佐々町税条例等の一部改正についてでございますが、専決処分の理由は、地方税法の一部を改正する法律が、令和8年3月31日に公布されたことに伴うもので、主な改正内容は、現下の経済情勢等を踏まえ、給与所得控除や最低保障額の引上げや、ひとり親控除の見直しといった、個人住民税の控除に関する改正や、軽自動車税の環境性能割が廃止されたことなどの説明がありました。

委員からは、環境性能割の課税時期と廃止に伴う税収への影響で、どの程度、国から補填されるのかの確認があり、購入時に課税されるわけですが、町への収入につきましては、事務処理が2か月遅れとなるために、令和8年2月と3月の課税分を差し引いた330万円の補填が見込まれるとの回答がありました。

専決処分日は、令和8年3月31日ということです。

次に、佐々町国民健康保険税条例の一部改正についてです。

専決処分の理由は、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴うもので、主な改正内容は、子ども・子育て支援金分が追加されたこと、また、基礎課税額の課税限度額の引上げ、減額措置に係る軽減判定所得の変更があったことの説明がありました。

委員からは、子ども・子育て支援納付金課税額について、県が示す標準保険料率よりも低く設定できるのかという確認があり、課税額の決定は市町村に委ねられており、低く設定することも可能であるとの回答がありました。

こちら、専決処分日は、令和8年3月31日となっております。

次に、庁舎施設に係る物損事故における和解及び損害賠償についてです。

こちらは、地方税法第180条及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条の規定によりまして、この後の町長の行政報告ということになります。事故の概要は、町が設置していた庁舎入り口の看板が強風で倒れ、付近に駐車していた車両に接触し、車両が破損したとのことでごさいます。

和解の内容としては、町が相手方の指定口座に、15万7,113円の損害賠償金を支払ったとの報告を受けました。

専決処分日は令和8年4月15日で、この支払いについては令和8年4月22日に済んでいるとの報告がありました。

最後に、令和8年度佐々町一般会計補正予算（第1号）です。

これは、今報告いたしました、和解及び損害賠償の額を定める件の内容に係る歳入歳出予算を計上したものです。

専決処分日も先ほどの説明と同様、令和8年4月15日ということで報告を受けました。

以上で、総務厚生委員会の、今回の臨時会に関するものにつきましての報告を終わります。

以上です。

（副議長 永田 勝美 君 降壇）

議長（川副 剛 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を委員長からお願いします。

7番。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 登壇）

7番（横田 博茂 君）

産業建設文教委員長の横田です。

今回の臨時会で行政報告にあげられている専決処分した事件、工事請負変更契約締結の件に関するもののみ御報告いたします。

まず、3月13日に開催された委員会です。旧庁舎解体工事の完了に伴い、工事費の精算を行ったということでした。各種解体等の増減内容の説明を受け、変更額の合計が363万6,600円ということで、地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分の指定に関する条例に指定されているので、専決処分をしたいとの報告でした。

委員から、空調機器撤去数量の増加について、設計段階で数量の把握はできていなかったのかという確認に対し、旧庁舎が増築やエレベーターの設置など、3回の改修をしており、当時の図面や仕様にも載っていないものがあつたため、実際に解体業者のほうで現地に入って調査したところ、想定した数より増加したとの回答がありました。

また、地中に想定外の埋設物があつたということで、この撤去費用も増の原因になったとのことですが、これについては、当時はまだ公共下水道ではなかったため、浄化槽の水槽が出てきたものとの報告がありました。

続けて、5月15日に開催された委員会です。こちらにつきましては、先ほどの3月委員会説明時点では、最終の精算ができていないので、変更契約額が変わるかもしれないということで説明を受けていましたが、結果として変更はなかったということで、この部分については特に委員からの質問はあつておりません。

以上で、産業建設文教委員会の、今回の臨時会に関するものとの報告を終わります。

（産業建設文教委員長 横田 博茂 君 降壇）

議 長（川副 剛 君）

委員長からの報告が終わりました。
以上で、日程第7、委員会報告を終わります。
暫時休憩いたします。

（11時24分 休憩）

（13時00分 再開）

— 日程第8 行政報告 —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第8、行政報告に入ります。
3件の報告をお願いします。
町長。

町 長（濱野 互 君）

すみません、チャイムが鳴りましたので、時間をとりまして申し訳ございません。

（報告第1号 朗読）

2ページ以降は、庁舎建設室長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

それでは、次の2ページをお願いいたします。

専決処分書になります。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づく、旧庁舎解体工事の契約におきまして、変更契約額が500万円以内となりましたので、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分の指定に関する条例第2条第5号の規定に基づき、専決処分を行わせていただいております。

次の3ページをお願いいたします。

変更内容となります。

工事名、変更前、令和7年度佐々町旧庁舎解体工事、変更後も同じでございます。工事概要、変更前、解体工事一式、変更後も同じでございます。契約方法、契約前、指名競争入札による落札者と契約、変更後、現契約者と随意契約です。契約金額、変更前、9,064万8,800円（うち消費税824万800円）、変更後が9,428万5,400円（うち消費税が857万1,400円）でございます。契約相手人、変更前、佐々町本田原免17番地7、株式会社エムアイ興産佐々支店 支店長 池田誠です。変更後も同じでございます。工期、自、令和7年9月17日、至、令和8年3月27日、変更後も同じでございます。

令和7年9月17日、議案第45号で可決されました本契約におきまして、契約金額の変更が生じたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づき、請負契約の変更を

行わせていただいております。

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定は、変更後契約の方法である随意契約の根拠となります。規定では「競争入札に付することが不利と認められるとき」とあります。簡単に言い換えますと、契約相手人に工事をしてもらうことが有利になるとして、随意契約の方法を採用させていただいております。

なお、変更議案提案の際は、提案理由として、このような内容も別紙の中に記載し説明させていただいておりますが、従前の例を参考に、今回の報告ではその内容を省略しておりましたので、口頭ではありますけれども追加で説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。

変更契約額の主なものの抜粋でございます。増減額の大きい項目について説明させていただきます。

増額ですけれども、下から3行目、共通仮設費（積上げ）ですけれども、現地確認の結果、石綿含有が疑われる建材が見つかりましたので、その追加の調査が必要になったことと、杭の打込みが困難な水路上の仮囲いをコンクリートおもりによる固定方法に変更したことによりまして、297万3,000円の増額が発生しております。

それと、上から3行目ですけれども、石綿含有建材撤去ですけれども、これも追加での調査の結果、箇所数が増えたことによりまして、201万6,000円の増加額が発生しております。

上から7行目、基礎・地業解体ですけれども、解体していく中で、水槽や想定外のコンクリート、不明構造物が出てきましたので、その撤去による116万3,000円の増額が発生しております。

続きまして、減額ですけれども、下から4行目、外構ですけれども、駐車場整備工事までの移行期間中の活用のためのもとなりましたので、砕石舗装を取り止めたことによりまして、365万円の減額が発生しております。

それと、上から3行目、電気設備解体工事ですけれども、非常用発電機の処分を別途対応したことによりまして、188万2,000円の減額が発生しております。

ほかの分も含めまして、増減で363万6,600円の増額変更となりました。

以上、説明を終わらせていただきます。

議 長（川副 剛 君）

ほかありませんか。

続けてどうぞ。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第2号 朗読）

2ページ以降は、総務課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

総務課長。

総務課長（松本 典子 君）

2ページをお願いいたします。

専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに町長の専決処分の指定

に関する条例（平成26年佐々町条例第1号）第2条第1号及び第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。令和8年4月15日専決、佐々町長。

記。1、専決処分する事件名、和解及び損害賠償の額を定める件（庁舎施設に係る物損事故における和解及び損害賠償）。2、専決処分事件発生日、令和8年3月13日。3、損害賠償額、15万7,113円。

次のページをお願いいたします。

4、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。5、事故の概要、佐々町が設置していた佐々町役場庁舎入口の案内看板が強風で倒れ、付近に駐車していた相手方の車両に接触し、車両が破損したものです。6、和解の概要、佐々町の損害賠償額を15万7,113円とし、佐々町が相手方指定の口座に支払う。本件示談のほか、双方には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4ページをお願いいたします。

こちら資料になりますけれども、専決処分書に記載がなかった項目について御説明をいたします。

事故の概要でございます。事故の発生日時、令和8年3月13日、金曜日、14時頃でございます。事故の発生現場は、佐々町役場庁舎入口付近、グループホームと飲食店の間になります。車両の所有者は佐々町の在住者となります。

事故の概要でございますけれども、昨年5月の新庁舎移転以降、新庁舎入口が分かりにくかったこともありまして、誘導のため案内看板を設置しておったところなんですけれども、この案内看板が強風で倒れ、付近に駐車していた所有者の車両に接触し、車両が破損したものでございます。

続きまして、専決事項です。

町長の専決処分の指定に関する条例第2条の規定に基づく専決処分としております。

和解と損害賠償につきましては、専決処分と同様の内容となっておりますので、割愛させていただきます。

それから、補正予算でございます。こちら、この件に関しまして、必要となる予算について、令和8年度佐々町一般会計補正予算（第1号）に計上させていただいております。

専決処分日ですけれども、令和8年4月15日ということで、この損害賠償金につきましては、4月22日に相手方の指定する口座のほうに支払いをしております。

次のページをお願いいたします。

事故を受けての対応ということで、同時期にこの旧庁舎が解体されまして見通しが良くなったため、支障なしと判断して、当該看板は事故後、撤去をしております。また、そのほか、強風の折に飛んでしまいそうなものがないか、周辺を点検しております。

写真を御覧ください。写真手前のほうにあるこのおもり、このおもりを設置しておったんですけれども、強風で飛んでしまったということになっております。写真のほうにも撤去した看板のほうを記載させていただいております。

次にその他です。

賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の保険金を現在請求中でございます。この保険につきましては、満額対象となる予定となっておりますので、今回の補正で、歳入のほうの雑入に計上をさせていただいております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（川副 剛 君）
町長。

町 長（濱野 互 君）

（報告第3号 朗読）

2ページ以降は、税財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

それでは、2ページのほうをよろしくお願ひいたします。

令和8年度佐々町一般会計補正予算（第1号）。

令和8年度佐々町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億5,015万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年4月15日専決、佐々町長。

次のページ、3ページをお願ひいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入。20款諸収入、補正額15万7,000円、計2億925万3,000円。4項雑入、補正額15万7,000円、計1億1,155万6,000円。

歳入合計、補正額15万7,000円、計77億5,015万7,000円。

歳出。2款総務費、補正額15万8,000円、計9億1,354万9,000円。1項総務管理費、補正額15万8,000円、計7億2,529万1,000円。14款予備費、補正額、減額1,000円、計963万3,000円、1項予備費、補正額、計とも同額です。

歳出合計、補正額15万7,000円、計77億5,015万7,000円。

次のページをお願ひいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括については割愛をさせていただきます。

それでは、内容については、報告第2号に係る専決処分事項となります。よろしくお願ひいたします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑のあられる方。

1番。

1 番（永田 勝美 君）

報告第1号の分なんですけれども、資料の4ページに、変更増減額に係る設計項目の主なものの抜粋というのがありまして、その一番下に、週休2日（月単位の補正）というのがあります。これについて少し説明をしていただけますか。なぜ契約後になって、こういうのが出てきたのかということがよく分からないんですけども。

議 長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

今、御質問の、一番下の週休2日の月単位の補正なんですけれども、当初発注する起工の段階では、通期、工期期間中に週休2日を行うということで、当初の起工設計はそれで発注をするんですけども、業者との協議の中で、業者が月単位で週休2日制を実施しますよという打合せ簿が、当初の段階で発注者と協議をして、なおかつ、最終月ごとにその報告を、実施状況を報告されますけれども、その結果、月単位の週休2日が実施できたということを確認できた場合には、月単位の週休2日ということで、少し経費の割増しが出てきますので、この工事につきましては、最終的に月単位での週休2日の実施が達成されたものですから、それに伴って月単位の増額変更をした次第でございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1番。

1 番（永田 勝美 君）

それは、要するに当初の契約で、そういった加算についての取り決めもあったということなんです。当初の契約の中に、そういう場合に加算をするということについては取り決めてあったのかと。

要するに、そういう取り決めがなく、それで、業者が勝手にやったということだと、それを発注者側が負担しないといけないということはないのではないかと。そのあたりの契約関係がよく分からないですよ。

議 長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

この分につきましては、当初から取り決めを行いまして、実施した次第でございます。

議 長（川副 剛 君）

ほかございますか。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

庁舎関係の工事で、今回解体するということでございますが、令和7年度の予算で、令和8年度の勉強会の資料を見ているんですけど、2億2,500万円で、駐車場の解体と合わせまして、駐車場整備工事の2・3工区の合算した金額が書いてありまして、分からないんですけど、要するに、令和8年度が2,000万円ありますね。今回の増額によって、駐車場整備工事に影響がないかどうかという試算はなさっているのかどうかというのを一つ伺いたい。

そういうことは、原油価格の高騰でいろんな材料が入らないから、駐車場の整備のほうに影響が出てこないかというところをどのように考えておられるのかというのを、ちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

議長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

すみません。この増額変更で、363万6,600円の解体に関する増額が出ておりますけれども、この増額をしても、令和8年度の予算の中で駐車場整備工事は完成できると考えております。以上です。

議長（川副 剛 君）

9番。

9番（須藤 敏規 君）

さっき申ししていました、勉強会で令和7年度の予算が2億2,500万円ということでありまして、今、提示されました、この契約の増額を合わせたら9,400万円あまりありますから、2億2,500万円からさっき言ったのを引けば、残りが1億3,000万円ほど、令和7年度分で残ったというような形になっておるものですから、これと令和8年度の2,000万円ということが書いてありますから、合わせた1億5,000万円程度が駐車場整備にあるのではないかと私は思っております。それで仕上げるという考えでおられるのかを確認しております。

議長（川副 剛 君）

庁舎建設室長。

庁舎建設室長（山村 輝明 君）

令和7年度決算までの実績で、25億6,595万2,000円で、残りの予算が2億5,919万4,000円になっておりますので、その2億5,919万4,000円の中で駐車場は整備できると考えているところでございます。

議長（川副 剛 君）

9番。

9番（須藤 敏規 君）

答弁はそれで結構ですけど、勉強会の時の資料を見たら、全然数字が合っていないものですから、確認させていただいているんですけどね。結構でございます。

議長（川副 剛 君）

ほか質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので行政報告を終わります。

以上で、日程第8、行政報告を終わります。

— 日程第9 議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町税条例等の一部を改正する条例） —

議 長（川副 剛 君）

日程第9、議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第25号 朗読）

2ページ以降は、税財政課長をもって説明をさせます。

議 長（川副 剛 君）

税財政課長。

税財政課長（井手 守道 君）

それでは、2ページをよろしく願います。

こちらの新旧対照表の説明の前に、資料46ページをお願いいたします。

こちらに条例改正の概要をまとめておりますが、46ページから57ページは、条例の番号順で掲載をしております、58ページから62ページは税目順でまとめておるところです。

それでは、58ページのほうから願います。

個人住民税に係る控除関係の見直しでございます。

①番の給与所得控除の見直しです。

個人住民税については、令和9年度分から適用となっております。最低保障額が65万円から、改正後74万円に。引上げ額9万円のうち5万円は、2年間の時限措置となっております。右側の所得税も同様に、74万円の増額がっております。

②番の基礎控除の見直しをお願いいたします。

住民税については改正なし、43万円のままで。所得税については、95万円から104万円に拡大されておるところです。こちらについても9万円のうち、一部は2年間の時限措置となっております。

③番の扶養親族に係る所得要件の引上げをお願いいたします。

住民税のほう、58万円から62万円になっております。給与年収でいけば136万円となります。所得税のほうをお願いいたします。所得税のほうも同額でございます。

④番のひとり親控除の見直し。

30万円から33万円に。こちらは、住民税のほうは令和10年度分から適用でございます。所得税については、35万円から38万円、令和9年分所得からの適用でございます。

⑤番の非課税ラインの単身者の場合というところをお願いいたします。

住民税は所得割の非課税ラインとなります。段の一番下のほうをお願いいたします。計の年収というところですね。110万円から9万円プラスして119万円に、所得税、右側でいきますと、160万円から178万円に拡大しております。所得税においては、今年の改正で103万円の壁が160万円となり、今回の改正で178万円に拡大されることとなります。ただし、令和8年から令和9年の2年間の時限措置となります。

次のページをお願いいたします。59 ページです。

給与所得控除・基礎控除見直しに伴う所得税・住民税所得割の影響です。

一番上の表をお願いいたします。

給与収入で 119 万円は、前ページの住民税所得割の非課税ラインになります。その右です、給与所得控除については、改正前、65 万円から 74 万円に。一つ飛びまして、基礎控除、所得税のほうは 95 万円から 104 万円に、住民税については変わりません。その右です、課税される所得金額で変わっているところが、住民税 11 万円がゼロになるという形です。

一番右のほうをお願いいたします。税額の住民税額が 1 万 1,000 円からゼロになるということで、ここが所得割の非課税ラインということで計上をさせていただきました。

2 番目の表になりますけども、こちらは、178 万円は所得税の非課税ラインになります。同じような形で計算をしていきますと、課税される所得金額は、所得税においては 18 万円だったところがゼロになると、一番右側の税額において、所得税においては 9,000 円からゼロになるということで、所得税の非課税ラインを示したところでございます。

3 番目、4 番目の表については、それぞれ 200 万円台、600 万円台を、参考として付けさせてもらっております。

60 ページをお願いいたします。

公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴う改正でございます。

令和 7 年度改正により、所得税において基礎控除の引上げが行われたことから、源泉徴収不要者の範囲が拡大をされました。一方、住民税の基礎控除の引上げは行われなかったため、その間の公的年金等受給者の配偶者や扶養親族等の情報を把握できなくなったため、提出義務の範囲を拡大をされたところでございます。

下のほうをお願いいたします。特定配偶者、それから扶養親族、特定親族を有する者、また、本人が障害者、寡婦、ひとり親のいずれかに該当する場合はということで、こちらが新たに提出義務が生じるということになります。

2 番目の黒丸のところをお願いいたします。暗号資産取引に係る課税の見直しでございます。

暗号資産とは、インターネット上で取引をされるビットコイン等の仮想通貨のことでございます。

こちらの見直しでございますが、まず、所得について、雑所得から譲渡所得への見直し、住民税も同じでございます。課税については、総合課税から申告分離課税、こちらも同じでございます。税率のほうが 5% から 45% が 15% へ、住民税については 10% が 5% へということで税率が下がっておりますのでございます。

もう一つございます、一番下の表になりますが、繰越控除の創設ということで、前年以前 3 年内の各年において発生した特定暗号資産に係る譲渡損失について、当該年分の特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得の金額から控除をすることができるというようなことが創設をされております。

下の②番をお願いいたします。暗号資産デリバティブ取引、何かと申し上げますと、一番下の米印のところをお願いいたします。将来の特定の日に、あらかじめ決めた価格で暗号資産を売買することを約束する取引というものでございます。こちらの分が、雑所得の分離課税の対象へ追加となったというものでございます。

次のページをよろしくをお願いいたします。61 ページです。

復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設でございます。

下の表をお願いいたします。復興所得税は今までもございましたが、税率のほうは 2.1% から 1.1% へ、課税期間については、令和 19 年までを令和 29 年まで拡大をされております。

防衛特別所得税については、新設をされて 1%、所得税の 1% ということで、期間については令和 9 年から当分の間ということでございます。

この合計で 2.1%の税率は変わらないことから、その年の納税者の負担は変わらないというようにございます。

続きまして、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直しでございます。

良好な居住環境の整備や適切な土地利用をさらに促進するため、特例の対象となる要件の一部が見直されました。

①番については、資材の高騰や人件費の上昇を踏まえ、建築費要件が実態に合わせ上げられたところです。

②番ですが、防災・減災の観点から譲渡する土地について、地すべり防止区域などの災害危険区域等に該当する場合は、この特例対象から除外をするということでございます。令和10年1月1日以降ということでございます。特例適用期限の延長としては、令和10年12月31日までということでございます。

続きまして、ふるさと納税制度の見直しをお願いいたします。

納税義務者が、適用下限額 2,000 円を除く全額が控除される特例控除対象寄付金の上限額（個人住民税所得割の 2 割）を寄付した場合等における特例控除額を、新たに県民税、それから町民税を合わせた 193 万円を上限額ということで設定をされております。令和9年1月1日以降の施行となっております。

続きまして、固定資産税に係る免税点の見直しでございます。

物価上昇が継続していることを踏まえ、住民生活に深刻な影響が及ばないように、固定資産税に係る免税点の見直しが行われたところでございます。

家屋に係るものは 20 万円から 30 万円、償却資産については 150 万円から 180 万円に拡大をされているところでございます。

62 ページ、次のページをお願いいたします。

新築住宅に係る特例措置の拡充・延長でございます。

床面積要件の下限を、現行の 50 平米以上から 40 平米以上に引き下げられております。また、一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件の見直しが行われております。適用期限は 5 年延長でございます。

次の黒丸、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長をお願いいたします。こちらのほうは、本町については、区域外になっております。

説明を行います。実演芸術、演劇や音楽など公演施設に限定されておりましたが「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定される特別特定建築物が新たに対象となりました。令和8年4月1日施行でございます。

続きまして、能登半島地震の被災住宅地等に係る特例措置の創設でございます。

能登半島地震については、災害により住宅が滅失・損壊した場合については、2 年分は引き続き住宅用地とみなすという地方税法の被災住宅用地の特例が適用されておりました。しかし、2 年経過後においても、復興関連公共工事が未完了といった事情をみて、令和8年度分、それから令和9年度分においても、固定資産税についても引き続き住宅用地とみなす特例措置が設けられました。

最後の黒丸です。軽自動車税の環境性能割の廃止でございます。米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担軽減、簡素化するために、環境性能割が令和8年4月1日に廃止になっております。

地方税の減収分については、安定財源を確保するために、具体的な方策を検討し、これまでの間、国の責任で手当てをするということで、令和8年度の地方特例交付金にくる予定となっております。本町の見込みとしては、330 万円でございます。

今、税目ごとで説明をさせていただきました。

次に、46 ページに戻っていただきまして、税番号ごとに説明をさせていただきたいと思いません。

条例改正の概要でございます。第 18 条の 3、それから、その下の第 19 条については軽自動車税の分になります。環境性能割の廃止に伴う種別割を軽自動車税と名称を変更、そういった改正をされております。こちら、令和 8 年 4 月 1 日施行です。

一番下の第 33 条のところをお願いいたします。

これは、特別徴収を行う対象とするため、特定大口株主配当等の特定配当等への追加ということでございます。これは総合課税申告のみであった大口株主について、もともと特別徴収されていた一般株主の特定配当等へ追加をされたというものでございます。令和 8 年 4 月 1 日施行でございます。

47 ページをお願いいたします。

第 34 条の 7 でございます。復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設による、項ずれに伴う改正でございます。令和 10 年 1 月 1 日施行日でございます。

それから、第 36 条の 2、第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 をお願いいたします。公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しでございます。こちらが令和 9 年 1 月 1 日の施行日となっております。

その下の第 63 条をお願いいたします。先ほども申し上げました固定資産税の免税点の引上げでございます。令和 9 年 4 月 1 日施行日でございます。

次の 48 ページをお願いいたします。

第 80 条から第 81 条、ずっといきまして、ページでいきますと 51 ページの第 91 条までになります。これが軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正でございます。名称の変更だったり、項ずれ等の改正、それから、規定の削除等の改正を行ったものでございます。

それでは、51 ページの附則第 6 条のほうをお願いいたします。

こちらについては、特定一般医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例ということでございます。適用期限の延長ということで、令和 9 年から期限はないと、施行については、令和 9 年 1 月 1 日でございます。薬局で市販されている一部の医薬品の医療費控除の分でございます。

52 ページをお願いいたします。附則第 7 条の 3 と、それから附則第 7 条の 3 の 2 でございます。

住宅借入金等特別税額控除の分でございます。法附則第 5 条の 4 のほうが削除をされておりますので、規定の削除であったり、それから、それに伴う適用期限の延長が行われております。

適用年度については、令和 25 年度まで、居住要件としては令和 12 年度までということで、施行日については令和 9 年 1 月 1 日、適用期限の延長の部分に限って、令和 9 年 1 月 1 日ということでございます。

それから、附則第 7 条の 4 をお願いいたします。

復興特別所得税及び防衛特別所得税の創設に伴う項ずれと、そういったものに対する改正でございます。それから、もう一つございます。特定暗号資産取引に係る課税の見直しに係る条ずれ等の整備も行っておるところです。

施行日、令和 10 年 1 月 1 日。こちらは復興特別所得税の改正の部分に限ります。

それから、特定暗号資産取引の分については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日が施行となっております。

続きまして、附則第 8 条をお願いいたします。

こちらについては、先ほどの法附則第 5 条の 4 の削除に伴う規定の削除、条ずれ等の改正でございます。令和 8 年 4 月 1 日施行でございます。

続きまして、53 ページをお願いいたします。

附則第9条の2です。復興、それから防衛特別所得税に関する条項番号の追記でございます。令和10年1月1日施行でございます。

次の附則第10条の2からその下の附則第10条の3をお願いいたします。これがバリアフリー改修された劇場、音楽堂に係る特例措置の分でございます。それから、地方税法の参酌値の改正による割合の改正及び項ずれに伴う改正ということで、それからもう一つが、附則第10条の3については、対象施設の拡大に伴う改正、それから、項ずれによる改正ということで、両方とも令和8年4月1日施行でございます。

附則第10条の4です。こちらは項ずれによる改正でございます。令和8年4月1日施行でございます。

次のページ、54ページをお願いいたします。

附則第10条の5、こちらについては、能登半島地震の被災住宅用地に係る特例措置の創設に係るものでございます。法規定の新設に合わせて、規定の新設をしているところでございます。令和8年4月1日施行でございます。

それから、附則第15条の2、次の附則第15条の3、ページでいきますと、次のページの附則第16条の2までになります。これが軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う規定の削除、それから、項ずれ、それから、種別割を軽自動車税という名称の見直し等になる等の改正のものです。

55ページの附則第16条の3をお願いいたします。附則第16条の3と、その下の附則第16条の4、それから、次のページの附則第17条です。それについては、先ほどもありました法附則第5条の4の削除に伴う規定の削除、それから、条ずれ等による改正でございます。

56ページの附則第17条の2をお願いいたします。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し及び適用期限の延長ということでございます。先ほど説明させていただいたとおりで、令和10年1月1日施行でございます。

次の附則第18条、それから、附則第19条をお願いいたします。これも法附則第5条の4の削除に伴う規定の削除、条ずれでございます。

附則第19条の3、こちらが特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う規定の新設でございます。施行日については先ほど申し上げたとおりです。

57ページをお願いいたします。

附則第20条、それから、附則第20条の2、附則第20条の3、こちらも法附則5条の4の削除に伴う規定の削除、条ずれでございます。

最後になりますが、改正附則第6条で、環境性能割の廃止に伴う名称の変更等で、令和8年4月1日施行でございます。

それでは、2ページの新旧対照表をお願いいたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例。

佐々町税条例の一部改正。

第1条、佐々町税条例（昭和31年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

以下、新旧対照表がございまして。こちらについては、条例番号ごとの資料のほうで説明をさせていただきますので、割愛をさせていただきますと思います。

資料42ページをお願いいたします。

佐々町税条例等の一部を改正する条例の一部改正でございます。

第2条、佐々町税条例等の一部を改正する条例（平成29年佐々町条例第12号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

同表についても、新旧対照表については同様に割愛をさせていただきたいと思います。

それでは、43ページをお願いいたします。

附則。施行期日。第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号については、公的年金等受給者の扶養親族等の申告に関するものでございます。令和9年1月1日施行でございます。

第2号につきましては、固定資産税の免税点の分でございます。令和9年4月1日施行でございます。

第3号につきましては、復興特別所得税、それから、防衛特別所得税の創設、それから、優良宅地の造成等に係るものでございます。令和10年1月1日施行でございます。

第4号につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しの分でございます。施行日については、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日でございます。

次に、第2条をお願いいたします。

第2条第1項については、公的年金等受給者の扶養親族の申告に関する経過措置となっております。

次のページをお願いいたします。

第2項につきましては、個人住民税の住宅借入金等特別控除に関する経過措置でございます。

第3項につきましては、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに関する経過措置でございます。

第4項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の経過措置でございます。

それから、第5項につきましては、特定暗号資産取引に係る見直しに関する経過措置でございます。

それから、第3条第1項につきましては、特段の定めのない固定資産税全体の経過措置でございます。第2項については、固定資産税の免税点に関する経過措置でございます。

次のページをお願いいたします。45ページです。

第3項につきましては、令和8年改正前の地方税法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に関して課税する固定資産税の経過措置となっております。

第4項につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場・音楽堂に係る特例措置の経過措置となっております。

第4条第1項につきましては、この条例による改正後の軽自動車税に関する経過措置となっております。

第2項、第3項については、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う経過措置となっております。

説明につきましては、以上となります。よろしくをお願いいたします。

議 長（川副 剛 君）

1時間経過しましたが、この議案が終わるまでこのまま継続してよろしいでしょうか。議員の皆さん、大丈夫ですか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、継続させていただきます。
説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑のあられる方。

（「なし。」の声あり）

質疑がないようですので、これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第25号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。
暫時休憩いたします。

（13時56分 休憩）

（14時10分 再開）

— 日程第10 議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件
（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） —

議 長（川副 剛 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

執行の説明を求めます。

町長。

町 長（濱野 互 君）

（議案第26号 朗読）

2ページ以降は、保険環境課長をもって説明させます。

議長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（作永 善則 君）

改正条文の説明の前に、資料の22ページをよろしくお願ひします。

改正の概要でございますけど、今回の改正につきましては、主に四つでございます。

まず、第2条関係で、基礎課税額の課税限度額の引上げ、通常、医療分というものでございますけど、現行が66万円のものに課税限度額が67万円に変更するという内容でございます。

続きまして、第9条の3から第9条の6につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の設定というのが主な内容でございます。

続きまして、第21条、減額措置に係る軽減判定所得額の変更ということで、5割軽減と2割軽減の計算式の中の設定基礎額が、5割軽減が5,000円の増額、2割軽減につきましては、1万円の増額という内容でございます。

一番表の下の方になりますけど、附則第3項から附則第13項につきましては、子ども・子育て支援金の創設に伴う条項の追加等の所要の措置を行っております。

2ページのほうをお願いします。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

佐々町国民健康保険税条例（昭和41年佐々町条例第14号）の一部を次のように改正する。

条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

まず、3ページをお願いいたします。

第2条の第1項の第4号のところでございます。ここは、子ども・子育て支援納付金課税額の課税根拠を規定をさせていただいているところでございます。

続きまして、第2項につきましては、基礎課税額の引上げ、66万円から67万円に引き上げる改正の条項でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

第5項のところになりますけど、ここが子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額を3万円と規定する規定でございます。

続きまして、5ページをお願いします。

第9条の3からになりますけど、こちらの続きます改正関係につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の税率を定めたものでございます。

第9条の3が所得割額の設定でございます。

第9条の4につきましては、被保険者均等割額を1,053円とするという定めでございます。

続きまして、第9条の5が、18歳以上被保険者の均等割額が80円という加算部分でございます。

続きまして、6ページをお願いします。

第9条の6につきましては、世帯平等割の課税額の定めとなっております。

続きまして、第21条第1項関係でございますけど、減額の規定の変更部分でございます。

続きまして、8ページをお願いします。

第21条関係でございますけど、第21条第1項第1号関係が、通常7割軽減という減額措置の規定のところでございます。

8ページ中段の第2号のところにつきましては、5割軽減措置の条文でございます、改正

箇所につきましては、先ほど説明をしました軽減判定所得の基礎額を5,000円引き上げるところが、30万5,000円のところを31万円という改正を行っております。

続きまして、9ページをお願いします。

第21条第1項第2号関係の片仮名表記の部分のキ、ク、ケのところでございますけど、今回新たに規定させていただく子ども・子育て支援納付金関係の軽減措置の定めるところでございます。5割軽減の部分でございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

第21条第1項第3号関係でございますけど、第3号関係は2割軽減を定めているところでございます。ここの第3号のところは軽減判定所得の基礎額の引上げというところで、56万円から57万円という変更の規定を記載しております。

11ページをお願いします。

11ページの片仮名表記のキ、ク、ケのところにつきましては、子ども・子育て支援納付金の均等割額、平等割額関係の2割軽減の金額を規定しております。

続きまして、11ページの第2項関係でございますけど、これまでありました未就学児の均等割課税額を2分の1にするという規定のところでございます。ページでいきますと、12ページをお願いします。これまであった均等割の2分の1措置のところに、12ページの第3号のところでございますけど、子ども・子育て支援納付金関係の均等割額の2分の1を追加するものでございます。

第3項でございます。第3項につきましては、通常、出産被保険者の産前産後、約4か月間、多胎児の場合は6か月間の部分の減額規定の関係でございます。これをちょっとページが飛びますが、14ページをお願いします。第7号、第8号、第9号の関係が、子ども・子育て支援納付金の新たに追加されたものの軽減措置を追加する規定でございます。

続きまして、14ページの一番下のところの第4項になりますけど、子ども・子育て支援納付金の18歳未満の子どもさんにつきましては、均等割課税額を減額するという規定でございます。

附則の改正の部分につきましては、15ページのところの附則第3項のところでございますけど、21ページの附則第13項まで「第9条の3」という規定が追加されておりますけど、この内容につきましては、課税の特例関係について、子ども・子育て支援納付金の所得割額に係る条項の追加というところの内容でございます。

最後の21ページをお願いします。

附則。第1項、施行期日。この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第2項、適用区分。この条例による改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上、説明を終わります。よろしくをお願いします。

議 長（川副 剛 君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑のあられる方。

1番。

1 番（永田 勝美 君）

3点お伺いしたいと思います。

22ページの資料の1番目のところに、課税限度額の引上げというのがありまして、現行から

1万円課税限度額が引き上がったということですね。これは対象と、その対象者がどれぐらいおいでになるのか、金額がどれぐらいになるのかということについて、1点目伺いたい。

それから、2点目は、国保税については、いわゆる引上げ、今回の条例は引き上げる条例ですから、前回は引上げ条例が可決されて、さらに国の法律とはいえ、保険税を更に上げるという改定なんですよ。国保の現状について認識をお伺いしたい。私は、国保については、一般の被用者保険と比べて、所得が低くても保険料が高い、あるいは給付についても、傷病手当がないなど、さまざまに給付が非常に貧弱ということで、大変不公平な制度だというふうに思っております。法の下での平等に反するのではないかとこのように思っておりますが、その国保の現状ですけれども、これは言ってみれば、国からの補助金がどんどんへずられて、非常に深刻な事態を招き、それで、その結果、補助金切り下げられた分が、いわゆる被保険者に被さると、町民に被さるといってきいているのではないかと、そういう大まかな認識をしております。そうであれば、やはり今回の改定で若干プラスになる部分もあるのかな、いわゆる負担減になる部分もあるのかなというふうに思うんですけれども、全体として減額する、それを国保税をいくらかでも減らすという努力はされたのかなと。それとも、国の言うままに引き上げていくということ、そういう路線でいくのかということについて、これは町長にぜひお答えいただきたいなというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

保険環境課長。

保険環境課長（作永 善則 君）

まず、御質問の引上げ関係、課税基礎額の課税限度額の引上げ関係につきまして、今現在試算しているのが、あくまでも令和7年度課税額の情報を元というところでの回答になりますけど、1万円の課税限度額の引上げの対象となる世帯が13世帯ございまして、課税額でいけば13万円の課税額としては増額という流れになります。

次の御質問にも若干入る回答にはなるんですけど、軽減措置の影響額のところの数値の回答といたしましては、5割軽減の該当、5割軽減のところは課税判定所得の基礎額が5,000円の増加というところがございますけど、この改正についての影響が、対象になられる方が2世帯で、軽減額としては6万3,500円というところでの計算額となっております。

続きまして、2割軽減措置に該当するところが、これが2割軽減が1万円、判定所得の基礎額が増額しているところがございますけど、6世帯の方が該当し、軽減額については18万9,000円というところでの試算値が出ているところがございます。

続きまして、もう1点が今回改正をしている子ども・子育て支援納付金関係の部分になりますけど、令和8年3月末現在の国民健康保険の被保険者数が2,280名でございます。そのうち、18歳未満が217名でございます。18歳以上被保険者が2,063名でございます。算定基礎額としましては、先ほど説明させていただいた税率に基づく計算といたしますと、712万2,000円というところでの試算をさせていただいているところです。

この改正自体は令和8年度の課税額というところになりますけど、国民健康保険については、本算定処理を6月上旬にさせて、納税通知書につきましては、6月の中旬、10日前後に発送の予定となっておりますので、実際の数値については、またそこに合わせたところでの分析等が必要かなと担当課のほうでは考えております。

よろしくお願ひします。

議 長（川副 剛 君）

町長。

町 長（濱野 互 君）

今、1番議員から質問がありました、国民健康保険の制度のことについて御質問がありましたので、1番議員がおっしゃるとおり、国の負担率を下げたという状況の中にありまして、国民健康保険の被保険者の方が、以前と比べ、離職者の方、それから、年金受給者の方が増えているという状況の中で、所得が多い方が少ないという状況の中で、負担が非常に大きくなってきているということでございます。

良くなった点といいますと、県、国の要望に対して、今現在、未就学児の2分の1が補助されるという制度になっておりますけれども、来年度からは18歳未満を2分の1補助されるというような形に、良くなった点はそれぐらいかなというふうに思っているところでございます。

佐々町の国民健康保険につきましては、今まで改正が長期間されていなかったというようなことで、基金が枯渇しそうなので、前回、国保税の引上げをさせていただいた。それから、今回、子ども・子育て支援納付金を国の制度として納めるような形に決まったわけです。これは、もう県下統一の保険にすると、国民健康保険制度にするというようなことで、もう結構、平成9年、十何年だったですかね、県下統一の制度にするということを決まっております、今回も、令和18年までには統一の保険料というような形で徴収されるようになって、本当に被保険者の方には御負担が大きくなるということは、社会保険の方々と比較しますと、やはり負担が大きくなっているというのは、実感いたしておるところでございます。

以上です。

議 長（川副 剛 君）

1番。

1 番（永田 勝美 君）

町長、率直にお答えいただきましたように、本当に制度としては、本当にやっぱり、今の現状というのは、このまま放置するわけにはいかないだろうというふうに思っております。国保の制度はですね。それを打開していく道として言われているのが、県下の保険料の統一。結果は何かというと、要するに保険料を更に上げるということになるんですね、佐々町の場合ですね。それを計画的に上げていきたいというようなお話なんかも聞こえてくるわけですが、やはり求められることは、やはり国に対する補助、国の補助金を増やせということ、やっぱり更に強く言うべきではないのかということなんですよね。そういう努力といたしますか、この制度改善のための努力とあわせて、やはりその負担がやっぱり限界に近付いている、もう限界を超えているという声もあるわけですが、国保税の引下げに向けた、町としての独自の取組というのを、更に研究していくことが必要ではないかというふうに、私は考えております。

今回の専決処分については、いわゆる国の税制措置に伴うものということで、あえて反対はいたしません、次年度に向けては、やはりこういう取組について、更に深めていただくことをぜひ求めて、質問といたしますか、質疑としたいというふうに思います。

議 長（川副 剛 君）

ほかございますか。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

これから採決を行います。議案第26号 専決処分した事件の承認を求める件（佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

— 閉会 —

議 長（川副 剛 君）

以上で、本臨時会の会議に付された案件は全て終了しました。
閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。
町長。

町 長（濱野 互 君）

本日はお疲れ様でした。
それぞれの専決処分の報告につきまして、承認していただきありがとうございました。
今後の予定としまして、来週24日は両小学校の運動会が開催され、30日は保健環境自治連合会によります皿山公園の清掃活動、また、来月6日、7日には、花菖蒲うなぎまつりがありますので、御参加いただければありがたく存じます。
今後とも、町政の推進のために御理解と御協力をお願い申し上げます。
また、これから蒸し暑くなってまいりますので、体調には気をつけられ御活躍されますよう、御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。
お疲れ様でした。

議 長（川副 剛 君）

私から一言お礼申し上げます。
5月ではありますが、すでに30度を超える気温になっておりまして、大変暑くなっております。皆様は体調に十分気をつけて、それぞれの持ち場で仕事に励んでいただきたいと思います。
以上で、令和8年5月第2回佐々町議会臨時会を閉会します。
お疲れ様でした。

（14時34分 閉会）